

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、医療・介護等の社会保障への対応、地域公共交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しており、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

本来、地方財政計画は、地方で必要な公共サービスを提供するための財源を確保するために立てられるものであり、財政健全化目標を達成するために、不可欠な公共サービスが削減されることになれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済を疲弊させることとなります。

このため、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

### 記

- 1 子育て支援、社会保障、災害対策、環境対策、地域公共交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関係予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方創生の実現に向けては、息の長い取組を推進する必要があることから、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、地方自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。
- 4 地方交付税算定における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いがあることから、トップランナー方式の導入は慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月26日

岐阜県関市議会

提出先

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当、経済財政政策担当）